

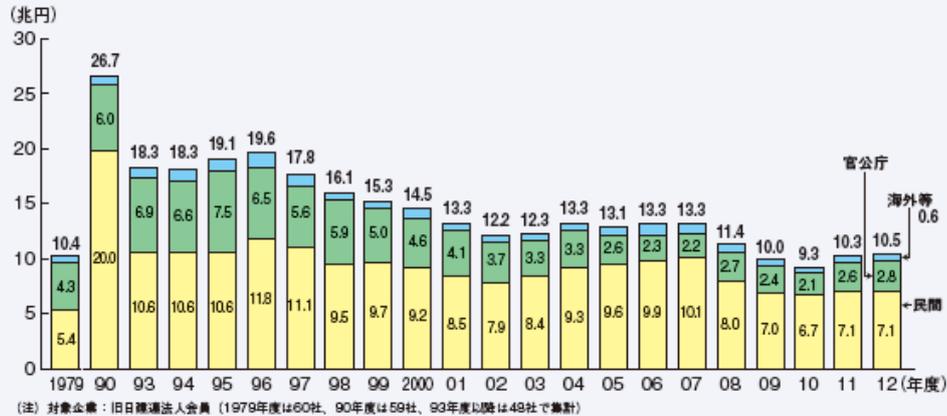
<参考資料>

平成26年2月5日

一般社団法人 日本建設業連合会

# 日建連会員企業の経営状況

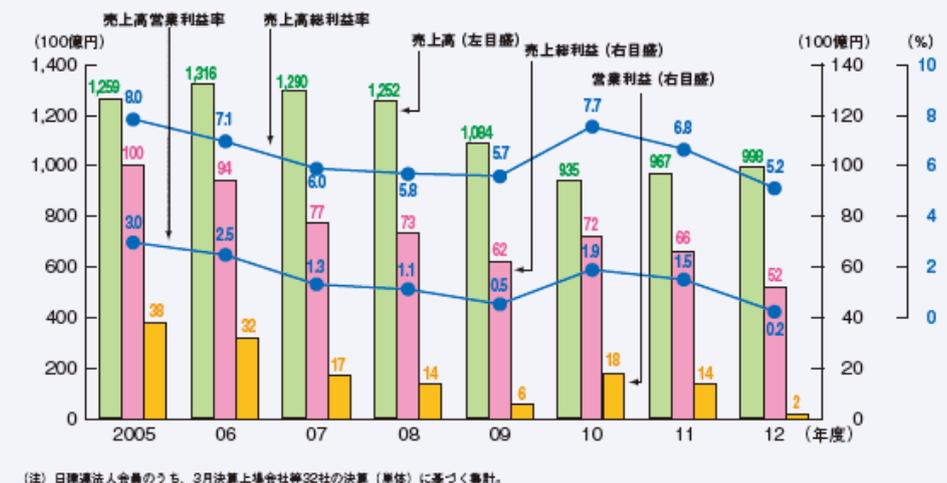
## 》大手建設会社の工事受注額の推移



## 》大手建設会社の受注シェアの推移

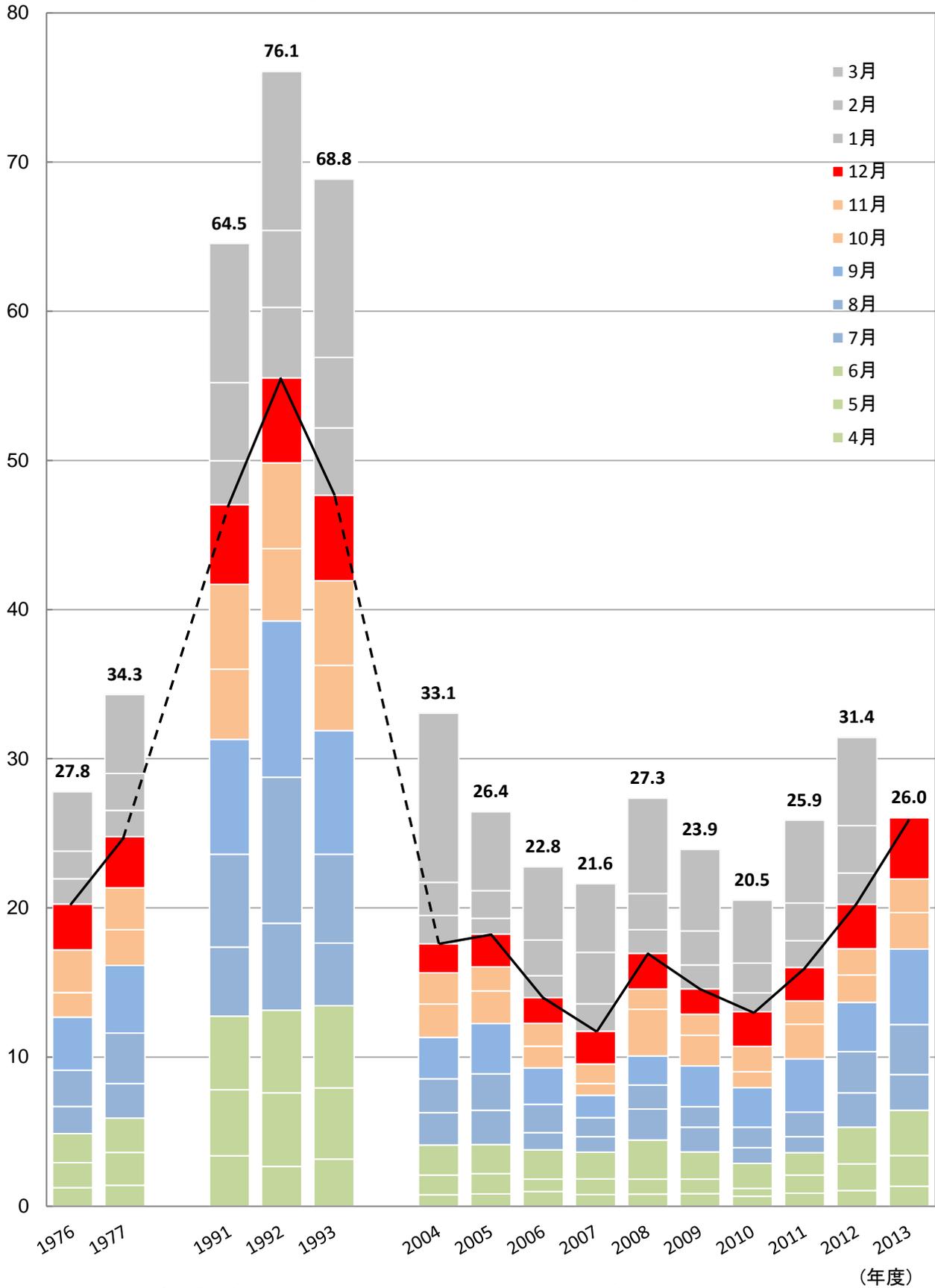


## 》大手建設会社の経営状況



(千億円)

# 官公庁工事受注額の推移



# 労務賃金改善等推進要綱〈骨子〉

平成 25 年 7 月 18 日決定



## 基本的な認識

- 技能労働者の著しく低い賃金（全産業平均より 26% も低い水準）
- 新規入職者の減少と高齢化により技能労働者が枯渇
- 被災地などでの技能労働者不足 ⇒ 公共工事設計労務単価の大幅引上げ
- この機会に技能労働者の賃金をはじめ処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す

## 総合的な取組みの推進

### 第 1 適切な労務賃金支払いの要請

- ・ 元請は、一次下請に対し、設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請。
- ・ 一次下請以下は、それぞれの再下請に対し同様の要請。

### 第 2 労務賃金の状況調査の実施

### 第 3 社会保険等加入促進

- ・ 元請は、下請の法定福利費の全額を一次下請に支払う。
- ・ 一次下請は、社会保険に加入し、一次下請以下は、それぞれの再下請に対し社会保険への加入を要請。

### 第 4 適正な受注活動の徹底

### 第 5 民間工事における取組み

- ・ 民間工事の発注者に対して適切な理解と協力を要請。

### 第 6 重層下請構造の改善

- ・ 5年後を目途に可能な分野で原則二次（設備工事は三次）までの実現を目指す。

### 第 7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

- ・ 優良職長手当制度の導入促進、土曜閉所 50%、作業所の職場環境改善、技能労働者の育成支援などの総合的な取組みを推進。

### 第 8 関係方面への要請

- ・（元請企業）これらの総合的な取組みを推進。技能労働者の処遇改善に真摯に取り組む下請企業への配慮。
- ・（下請企業）技能労働者の雇用形態の改善。
- ・（官民の建設工事発注者）適正な発注金額、適正な工期の設定、適正な契約条件。
- ・（公共工事発注者）低価格受注防止に資する入札契約システム整備、公共事業の平準化。
- ・（建設業所管行政庁）全ての建設業者に対する積極的な指導。

## 多様な入札契約方式

(一社)日本建設業連合会/土木本音

	改善をしながら拡大を図るもの	新たな取り組みの展開
<p>会計法や地方自治法における「予定価格制度」や「一般競争入札の原則」を前提としない多様な入札契約制度の導入</p> <p>・過度な価格競争にならず、受発注者の負担を軽減できること。</p> <p>・民間の持つ施工ノウハウを活かすことができること。</p> <p>・一般競争入札の導入によって排除された有意な方式を再構築すること。</p>	<p>○災害時における随意契約</p> <p>○施工能力を有する企業への指名競争入札</p> <p>○二段階選抜総合評価方式の拡大及び総合評方式の更なる簡素化</p> <p>○若手技術者の育成につながる発注方式</p> <p>○設計施工一括発注方式、詳細設計付発注方式</p> <p>○一括審査方式、手持ち工事量評価方式等、過度な競争とならない工夫</p>	<p>○技術提案・交渉方式</p> <p>○プロポーザル方式</p>
<p>(2) 国(国交省)と地方公共団体、高速道路会社、独立行政法人など他の発注者が、共通するルールの下で、公共調達が行えること。</p>		